

**令和7年度予算編成等に向けた職場環境整備等の要求書
(自治労) に対する回答**

R6. 8. 26要求 R6. 9. 9回答

要 求 項 目	回 答 項 目
<p>1. 労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。また、「職員基本条例」及び「労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例」の運用に係る労働条件についても、十分な協議・説明を行うこと。</p> <p>2. 税務手当については、給料の調整額に移行すること。</p> <p>3. 職員の健康管理について</p> <p>(1) 安全衛生委員会の機能を強化し、組合員の健康管理体制を充実すること。</p> <p>(2) 職員の安全確保の観点より、職場における危機管理体制の整備を行うこと。</p> <p>(3) 一般定期健康診断・特別健康診断(女性検診・人間ドック・情報機器作業等)の充実や受診対象範囲の拡大をはかり、職員の健康管理体制を強化すること。</p> <p>(4) 情報機器作業にかかる労働安全衛生教育の周知・徹底をはかること。また、端末機等の作業環境の整備に努めること。</p> <p>(5) 次期端末機の入替えにあたっては、職員の健康の観点から身体に負担のかからない機種を導入すること。また、選定にあたっては職員の意見を聞くこと。</p> <p>(6) <u>職員の健康管理の観点より冷暖房・空調について下記のことを行うこと。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">① <u>冷暖房運転・換気操作については、運転期間にとらわれ</u></p>	<p>1 良き労使関係については、尊重してまいりたい。 また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。</p> <p>2 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>3</p> <p>(1) 安全衛生委員会については、委員会を通じて職員の意見を聴きながら、職員の健康と働きやすい職場環境づくりを進めてまいりたい。</p> <p>(2) 職場における危機管理体制の整備については、庁舎における危機管理について(平成25年度制定)や庁舎非常事態措置要綱(平成29年度制定)を職員に周知徹底するほか、消防訓練については本年度も実施してまいりたい。</p> <p>(3) ~ (5) 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>(6) 要求の趣旨を庁舎管理者に伝えてまいりたい。</p>

<p><u>ず年間を通じて実際の気温・湿度に適応した運転をすること。また、空気の清浄性が保たれるように定期的な点検を行うこと。</u></p> <p>② <u>勤務時間中は冷暖房運転を行うとともに、時間外勤務命令を発令する際には冷暖房の運転を行うこと。また、運転開始時間についても室内温度に応じ弾力的に行うこと。</u></p> <p>(7) 職員の健康管理の観点よりマスク及び手指等の消毒用アルコール剤について十分に常備すること。</p> <p>(8) 職員の健康管理の観点より、OA椅子について破損・不具合のあるものについては交換すること。</p> <p>4. <u>職場の労働安全衛生の観点から本所・分室の執務室の保全・改善を行うこと。</u></p> <p>(1) <u>庁舎・施設に係る耐震性の確保、震災等災害時の避難誘導等点検整備を怠らないこと。また、執務室内の安全対策の充実を図ること。</u></p> <p>(2) <u>災害・停電時に備え、非常電源を備えること。</u></p> <p>(3) <u>夕陽丘庁舎においては下記の実現を図ること。</u></p> <p>① <u>各執務室の温度については場所により偏りがないよう、空調の設定温度及び風向を適宜調整すること。</u></p> <p>② <u>休養室について、利用しやすいよう設置場所を工夫し充実をはかること。</u></p> <p>③ 庁用自動車及び自転車の点検・整備を行うこと。</p> <p>(4) 和泉分室においては、下記の実現を図ること。</p> <p>① <u>耐震性や労働安全衛生の観点から庁舎の建て替えを行うこと。また、それまでの間については、建物の破損箇所の修繕を実施すること。特に屋上及び外壁について点検</u></p>	<p>(7) ~ (8) 予算の範囲内で、必要な物品の確保を図ってまいりたい。</p> <p>4</p> <p>(1) ~ (2) 要求の趣旨を庁舎管理者及び税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>(3)</p> <p>①② 要求の趣旨及び現状を庁舎管理者及び税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>③ 今後とも、業務に支障がないよう点検・整備をしてまいりたい。</p> <p>(4)</p> <p>①~⑤ 要求の趣旨及び現状を税政課に伝えてまいりたい。</p>
--	---

- ② 職員の安全衛生の観点から、2階空調機の更新を行うこと。
- ③ 職員の安全衛生の観点から、トイレ排水管の点検を行うこと。
- ④ 職員の安全衛生の観点から、休養室の整備を行うこと。特に畳については張替えを行うこと。
- ⑤ 窓及び窓枠について点検を行い、不良箇所については修繕を行うこと。
- ⑥ 害虫の駆除及び防止対策を引き続き行うこと。また、庁舎周辺の除草を行うこと。

(5) なにわ分室においては、下記の実現を図ること。

- ① 耐震性や労働安全衛生の観点から庁舎の建て替えを行うこと。また、それまでの間については、建物の破損箇所の修繕を実施すること。特に雨漏りについては早急に対応すること。
- ② 職員の安全衛生の観点から、空調機のロスナイを含む点検・整備を行うこと。
- ③ 職員の安全衛生の観点から、トイレ配管の点検・補修を行うこと。
- ④ 職員の安全衛生の観点から、休養室の整備を行うこと。特に畳については張替えを行うこと。
- ⑤ 窓及び窓枠について点検を行い、不良箇所については早急に修繕を行うこと。また、ブラインドについては新しいものに更新すること。
- ⑥ 害虫の駆除及び防止対策を引き続き行うこと。

- ⑥ 要求の趣旨及び現状を税政課に伝えるとともに、可能な方策については対応してまいりたい。

(5)

- ①～⑤ 要求の趣旨及び現状を税政課に伝えてまいりたい。

- ⑥ 要求の趣旨及び現状を税政課に伝えるとともに、可能な方策については対応してまいりたい。